

子育て支援事業要綱

制定 平成30年3月2日 区長決定 要綱第21号

改正 平成31年3月8日 部長決定 要綱第45号

(目的)

第1条 育児への不安感や孤立感を解消するために、子育て家庭に対する情報提供、情報交換または育児相談の場として区内公立保育園・幼稚園を開放し、地域の保育に対する要望に応じた子育て支援事業を実施することを目的とする。

(事業内容)

第2条 品川区が実施する子育て支援事業の種類、事業概要、実施場所、対象者、実施日、実施時間帯、定員、申込方法および費用徴収については、別表に定めるとおりとする。

(参加費の振替)

第3条 「保護者の給食体験」の規定により徴収した参加費を納付した利用希望者が、申込みを行った後に体験ができなくなった場合は、年度内に限り、次回の体験希望日に振り替えることができる。

(参加費の還付)

第4条 徴収した参加費は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(委任)

第5条 この要綱の適用について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表

事業の種類	事業概要	実施場所	対象者	実施日	実施時間帯	定員	申込方法	費用徴収
子育て体験	保育参加 保育園の当該子どもと同年齢のクラスに体験入室する。	保育園	品川区に在住する次のいずれかに該当する者 (1) 保育園・幼稚園もしくは私立保育施設等に通っていない就学前の子ども (2) (1)の子どもの保護者や祖父母 (3) 妊産婦等		午前9時から午後4時までの各施設長が定める1時間程度	事業の内容に則して、各施設長がその都度定める。	参加希望日の前日の午後5時までに、当該施設の各施設長に申し込まなければならない。	
	園の行事への参加 保育園および幼稚園で実施する地域向け行事(季節の行事等)に参加する。	保育園 幼稚園	品川区に在住する次のいずれかに該当する者 (1) 保育園・幼稚園もしくは私立保育施設等に通っていない就学前の子どもの保護者や祖父母 (2) 妊産婦等					
子育て相談	園庭開放 保育園および幼稚園の園庭遊具等を開放する。		保育園 幼稚園	品川区に在住する次のいずれかに該当する者 (1) 保育園・幼稚園もしくは私立保育施設等に通っていない就学前の子どもの保護者や祖父母 (2) 妊産婦等	園運営上支障がない日	午前9時から午後5時まで ※利用希望者が希望する場合は、午前9時から午後1時まで	1園につき1日2名までとする。	子どもが在籍している保育園の施設長に対し、体験希望日の2か月前から3日前までに、一日保育士体験申請書(様式第1号)にて申し込まなければならない。ただし、分園(中延保育園および西品川保育園)で学校給食の提供を受ける場合は、体験希望日の2か月前から前月の10日までに申し込まなければならない。
	保育園に在園している子どもの保護者が、子どもの在籍するクラスまたは希望するクラスで保育を行い、クラスの担任と面談を行う。	品川区に在住する次のいずれかに該当する者 (1) 保育園に在園する子どもの保護者等 (2) 保育園・幼稚園もしくは私立保育施設等に通っていない就学前の子ども (3) (2)の子どもの保護者や祖父母 (4) 妊産婦等						
家族いっしょに楽しいごはん	食育保護者会 保育園に在園している子どもの保護者や在宅で子育てする保護者が、食育をテーマに給食の調理実演を交えた保護者会を実施する。	保育園	品川区に在住する次のいずれかに該当する者 (1) 保育園に在園する子どもの保護者等 (2) 保育園・幼稚園もしくは私立保育施設等に通っていない就学前の子ども (3) (2)の子どもの保護者や祖父母 (4) 妊産婦等		各施設長が定める時間	各施設長がその都度定める。	食育保護者会の実施日の1か月前から7日前までに、参加を希望する施設の各施設長に対して申し込まなければならない。	
	保護者の給食体験 保育園に在園している子どもの保護者が、その子どもの保育を見学した後、当該子どもと一緒に給食を体験する。							
					(1) 園児に給食を提供する時間 (2) 利用希望者が希望する時間帯	昼食の提供時間およびおやつを提供時間につき、それぞれ1日3名ずつまでとする。 ※一日保育士体験の申込みを行った者が2名に満たない日は、一日保育士体験と給食体験に参加する人数の合計が5名となるよう給食体験の定員を増加することができる。	体験希望日の1か月前から3日前までに、体験を希望する園の各施設長に対して、参加費を添えて給食体験申請書(様式第2号)にて申し込まなければならない。	(1) 昼食を提供するとき 300円 (2) おやつを提供するとき 100円

備考

- 「保育園」とは、品川区立保育園(公設民営園を除く。)をいう。
- 「幼稚園」とは、品川区立幼稚園をいう。
- 「各施設長」とは、保育園長もしくは幼稚園長をいう。
- 「利用希望者」とは、事業に参加を希望する保護者等をいう。
- 「体験希望日」とは、一日保育士体験もしくは保護者の給食体験を希望する日をいう。
- 「0歳児園」とは0歳児から5歳児までを預かる園をいう。
- 「1歳児園」とは1歳児から5歳児までを預かる園をいう。
- 「施行規則」とは、品川区立保育所条例施行規則(平成10年品川区規則第77号)をいう。